

<冷凍空調設備の使用者、管理者の皆様方へのお願い>

冷凍空調設備からの冷媒ガス漏えい予防について

平成26年に冷凍空調設備から冷媒ガス（不活性ガスR22）が多量に漏えいし、目の痛みや気分が悪いといった症状により病院に搬送される人身事故が発生しました。これらの事故は、日常点検がしづらい構造となっている天井裏や通路壁面裏に設置されていたストレーナーカバーの締め付けボルトが、設置後20年の経年劣化による腐食（7月：福岡県）と設置後5年と短いものの劣悪な環境条件による腐食（8月：長崎県）が主な原因でした。ボルト等の腐食による同様の事故は、京都府、神奈川県等全国でアンモニアも含めて7件発生しています。

高圧ガス保安協会の事故事例データベースによると、近年冷凍空調設備からの冷媒ガス漏えい事故の件数が増加傾向にあります。不活性ガス（R22、R410A、R404A、R134aなど）であっても、多量に冷媒ガスが漏えいすると酸欠となり、人命にかかわる重大事故になる場合もあります。

このような冷媒ガス漏えい事故を重く受け止め、設備設計の見直しや適切な設備の設置を心掛けるとともに、冷凍空調設備の使用者、管理者の皆様に対して、下記の事項に留意していただくようお願い致します。

記

1. 冷凍空調設備の異常の有無を点検し適切に維持管理（水質管理も含む。）を行って下さい。
 - 高圧ガス保安法の第1種製造者、第2種製造者には、1日1回以上の点検が義務づけられています。
 - 平成27年4月から全面施行になったフロン排出抑制法では、第1種特定製品（業務用冷凍空調機器）で一定規模以上の機器の定期点検や普段からの簡易点検も義務づけられています。
2. 冷凍空調設備に腐食の進行により冷媒ガスの漏えいの懸念が無いか点検して下さい。特に、腐食の発生等が懸念されるような、室内外に設置されている凝縮器、受液器、油溜り器など床面に近い部分並びにその配管、配管の支持金具に接した設備、海岸の近傍に設置された冷凍空調設備、天井裏や断熱材内部の配管・接続部分など隠ぺい部分などの点検をお願いします。
3. 自然換気や強制換気など、作業環境の適切な保全・維持に努めて下さい。

腐食・老朽化による冷凍空調設備の劣化を事前に防止する予防保全が重要であり、定期的に適切な保守、点検等を講じられるように施工店、保守点検業者等の専門家にご相談下さい。